

令和5年度第2回二宮町空家等対策協議会

議題(1)

議題(1) 二宮町空家等対策計画について

①空き家法改正に伴う対策計画の一部修正について(参考資料①)

空き家法の改正に伴い、町の空家等対策計画も修正する箇所が生じた。修正箇所は下記のとおり。

修正ページ	修正箇所	修正前	修正後
P.2	1 基本理念 1行目	第3条	第5条
P.2	1 基本理念 3行目	努めるものとする」	努める」
P.2	2 位置付け 1行目	第6条	第7条
P.3	4 対象空家【空家等の定義】 3行目	(立木その他の土地に定着する物を含む。)	(立木その他の土地に定着する物を含む。第十四条第二項において同じ。)
P.15	3 特定空家等に対する措置の手順 1行目	第14条	第22条
P.16	特定空家等に対する措置のフロー図 全体	第14条	第22条
P.17	1 空家等対策協議会 1行目	第7条	第8条
参考資料1	空家等の推進に関する特別措置法		最新版へ差し替え
参考資料2	二宮町空家等対策協議会条例		最新版へ差し替え

議題(1) 二宮町空家等対策計画について

②その他対策計画の改定について

空き家法改正に伴い、対策計画も改定する必要がある。条などの修正に加え、管理不全空家等に対する措置も掲載する必要がある。

具体的には第5章「特定空家等に対する措置」の前に「管理不全空家等に対する措置」を新たに加えることが考えられる。令和6年度に管理不全空家等の判定マニュアルの作成とともに、対策計画も改定していく。

令和5年度第2回二宮町空家等対策協議会

議題(2)

議題(2) 令和6年度の空家等対策の取組方針

①管理不全空家等のガイドラインに基づく町の方針について

(参考資料②)

令和5年12月13日の改正空き家法の施行に伴い、新たに管理不全空き家に対する基準がガイドラインによって示された。それに伴い、町の管理不全空き家の判定基準を作成する必要がある。

管理不全空き家は特定空家の前段階ということで、特定空家等判定マニュアルのように、管理不全空家等判定マニュアルのようなものを作成する必要がある。

具体的な管理不全空き家の判定手順については、令和6年度の協議会で諮っていきたい。

議題(2) 令和6年度の空家等対策の取組方針

町の管理不全空家等の判定の考え方

ガイドラインを見ると、特定空家等が倒壊のおそれがあるのに対し、管理不全空家等は、屋根の変形、外装材の剥落、脱落、構造部材の破損、雨水浸入の痕跡など、倒壊のおそれはなくとも、そのまま放置すれば特定空家等になりうる空家等を管理不全空家等に位置付けている。町としては、過去の適正管理の送付回数や、定期的な見回りをしたうえで、ガイドラインの判定基準を参照しながら、管理不全空家等に判定していくことが考えられる。

議題(2) 令和6年度の空家等対策の取組方針

②令和6年度空家等対策への取組みについて

1. 令和6年度納税通知書に同封するチラシについて(参考資料③)

例年と同じく、5月に納税通知書に空き家関係の補助制度について周知するチラシを同封し、固定資産税納税者に送付する。

2. 適正管理の通知について

相談のあった空き家については、引き続き所有者に適正な管理のお願いの文書を送付する。空き家法の改正があったことにも触れ、より一層の働きかけを行う。

3. 空き家対策月間について

来年度も10月に国の住生活月間に合わせ、町の空き家対策月間を実施していく。空き家相談会の実施、町広報10月号に特集記事の掲載などを行う。

議題(2) 令和6年度の空家等対策の取組方針

4. 二宮町「空き家対策ガイドブック」について (参考資料④)

現状、窓口等で渡せる空き家対策の案内等がないため、空き家対策について様々な情報を掲載した冊子を作成する。

掲載する情報としては、空き家に関する基礎知識と、所有した場合の管理方法、空き家バンク、売却、賃貸、解体、相続、補助制度など、町の空き家対策に係ることを掲載する。令和6年9月の発行を予定し、部数は2,000部。本庁、出先機関の窓口に配架し、空き家の相談会等でも配布することを想定している。

広告収入により無料で作成できる冊子であるため、町の費用負担はなし。

町独自の情報も盛り込み、二宮町版の空き家対策ガイドブックを作成する。

令和5年度第2回二宮町空家等対策協議会

その他

